

令和 4 年 6 月 15 日現在

機関番号：13801

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K13629

研究課題名（和文）若年成人の犯罪に対する少年法制の適用可能性に関する理論的研究

研究課題名（英文）A Theoretical Study on the Applicability of Juvenile Justice System to Crimes Committed by Young Adults

研究代表者

津田 雅也 (TSUDA, MASAYA)

静岡大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号：80633643

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、若年成人の犯罪に対する少年法制の適用可能性について、アメリカにおける逆移送制度と、日本における少年年齢引下げを対象として研究を行った。アメリカにおける逆移送制度は、重大犯罪についても、必要に応じて少年事件手続を柔軟に活用することを可能にするという機能を有していることが明らかとなった。日本における少年年齢引下げにおいては、少年年齢の単純な引下げではなく、少年と成人の間に中間層（18歳及び19歳者）が設けられ、中間層に対する手続はその法的性質に対応していることが確認された。日米の分析から、若年成人に対する刑事法の特例として、少年法制が適用可能であることが示された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、若年成人に対しても少年法制が適用可能であることを明らかにした。少年法制には、様々な科学的知見を活用して対象者の調査を行うことや、再犯防止のために保護教育を優先するという利点がある。本研究は、こうした利点が少年のみならず、若年成人の刑事手続においても活用することができ、そのことを通じて若年者の社会復帰・再犯防止を促進する法制度を整備することができることを示したものである。

研究成果の概要（英文）：This study examined the applicability of the juvenile justice system to crimes against young adults. The study focused on the reverse waiver in the U.S. and the reduction of the juvenile age in Japan. The reverse waiver system in the U.S. has the function of flexibly utilizing juvenile case procedures for serious crimes as needed. The reduction of the juvenile age in Japan did not simply lower the juvenile age, but created an intermediate age group (18 and 19 years old) between juveniles and adults. Procedures for this intermediate age group correspond to its legal nature. The analysis of Japan and the U.S. indicated that the juvenile legal system is applicable as a special exception to criminal justice system for young adults.

研究分野：刑事法

キーワード：少年の刑事事件 原則逆送 特定少年 少年年齢 少年法

## 1. 研究開始当初の背景

本研究の開始当初、わが国の少年法制は変革期にあった。すなわち、平成12年から平成26年までの4回にわたる少年法・少年院法改正、少年鑑別所法の新設に引き続き、平成27年から少年法適用年齢の引き下げが検討され始めたのである。平成27年6月の公職選挙法改正により選挙権が付与される年齢が20歳から18歳に引き下げられたことを契機として、少年法適用年齢の引き下げを検討する機運が高まり、法務省において平成27年11月から平成28年7月までの間、10回にわたって「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」が開催された。そして、平成29年2月、少年年齢引下げ等の検討を含む諮問103号に基づき、法制審議会において少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会が立ち上げられ、改正議論が始まった。

平成12年から26年までの少年法等の改正は、原則逆送、裁定合議制の導入や被害者に対する配慮の拡大、少年院における処遇の法制化など多岐に渡るものであったが、少年と成人とを二分して両者を質的に異なる存在として扱う少年法制の基本的性格を変更するものではなかった。この意味で、平成26年までの改正は少年法制の内部におけるものであったといえる。一方で、平成27年から始まった少年年齢引下げの検討は、少年法制の枠組み自体に変革をもたらさうるものであった。上記の諮問103号は、少年年齢を18歳未満に引き下げることの内容としつつ、同時に、再犯の防止の重要性等に鑑み、非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事実体法及び手続法の整備のあり方について意見を求めている。この諮問によって少年年齢を引き下げるとしても、再犯の防止の重要性等に鑑み、18歳以上の若年犯罪者についても、可塑性等の特性を踏まえた有効な刑事実体法・手続法を検討することが求められていたのである。こうして、平成26年までの少年と成人の二分論から、少年(18歳未満の者)若年成人(18歳以上25歳程度までの者)非若年成人(若年成人以上の年齢の者)という三分論も、諮問に対する対応として採用しうる一つの選択肢となった。

このような少年法制の改正動向を踏まえると、検討すべき課題として、次のような点が考えられた。すなわち、少年年齢の上限設定は何歳が相当か、少年と成人との間に若年成人(25歳未満程度)ともいふべき類型を設けることは妥当か(実体法上の問題)、若年者に対する捜査において鑑別所技官・家裁調査官による科学調査を活用すべきか、若年者の刑事裁判の管轄権を家裁が持つことは妥当であるか、家裁が管轄権を持つ場合に逆送のあり方はどのようなものであるべきか(手続法上の問題)、若年者に対して保護処分を適用可能とすべきか、刑罰を言い渡す場合の内容はどのようなものであるべきか(犯罪者処遇法上の問題)といった課題である。そして、これらの課題を検討するためには、「なぜ少年・若年者に対して特別な(刑事)司法手続・処遇制度を設けることが正当化されるのか」という根本的な問いを踏まえつつ、各論点の分析・研究を行うことが、適切な解決策を見出すために有用である。なぜならば、一定の年齢で少年と成人を一律に二分することの理由は「少年には可塑性があるため政策的に特別の取り扱いをする」と説明されるが、そうした政策的判断を支える少年法制の規範的根拠を明らかにすることにより、上記論点について理論に裏打ちされた確固たる解決策を提言することが可能になるからである。

本研究の開始当初においては、法制審議会の少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会がまさに開始されたばかりであったことから、論点の設定や議論の方向性が必ずしも定まっていなかった状況であり、上記の二分論(少年・成人)から三分論(少年・若年成人・成人)への転換がなされるかが予想のつかない状況であった。そこで、本研究は、「若年成人の犯罪に対する少年法制の適用可能性に関する理論的研究」と題して、改正議論が二分論と三分論のいずれになった場合でも、対応可能な検討を行うこととした。

## 2. 研究の目的

本研究は、若年成人の犯罪に対して、少年法制が(直接的または間接的に)適用できるかという問いについて、理論的な検討を行うものである。そうした理論的な検討を通して、若年成人という新たなカテゴリーを刑事司法に設けることの妥当性や、若年成人に対する刑事司法のあり方について明らかにすることが、本研究の目的である。

少年法適用年齢引下げの根拠としては、国法上の成年年齢の統一性、被害者への配慮などが挙げられており、これらの点も引き下げ論の根拠になりうるものであるが、そもそも引き下げの是非を検討する前提として、少年年齢がいかなる理由で設定されているのか、少年と成人の刑事司法の関係がいかなるものかが検討されなければならない。本研究は、アメリカの状況を参照することにより、比較法的視点をも踏まえた少年司法制度固有の少年年齢設定の根拠とその基準などを検討した。こうした検討を踏まえて、少年事件における逆送制度が若年成人の事件において機能しうるのか、機能する場合はどのような具体的基準を用いるべきかについて明らかにすることを目指した。

### 3. 研究の方法

本研究は、若年層に対する手続を成人に対するものと全く同一にすべきであるのか、もしくは、中間的な若年成人層を設けるべきかについて、アメリカ法における逆移送制度や、わが国における少年法適用年齢引下げの当否や具体的なあり方という各論的な問題の検討を通じて明らかにするという方法を用いた。

文献研究は、わが国とアメリカにおける少年事件の逆送及び55条移送（アメリカにおいては逆移送）をめぐる文献・裁判例の分析を中心に行った。アメリカにおける若年成人に対する少年法制の適用可能性をめぐる動向も調査した。アメリカの文献調査は、データベース（LEXIS）により文献・裁判例・関連法制を収集したほか、アメリカ少年法に関する文献をも収集した。また、日本・アメリカの双方について、少年司法に関連する実体刑法、刑事手続法のほか、関連する分野についての文献も適宜収集し、調査した。

現地調査は、国内の少年院において、法務教官をはじめとする矯正職員からの聴き取り調査を実施した。聴き取りの項目は、若年者の処遇のうち、施設内における教育と就労支援の実態等を中心とした（なお、海外調査については、国内調査に引き続いてアメリカにおける若年犯罪者の処遇について裁判所等を訪問して裁判官からの聞き取り調査などを実施する予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い渡航が不可能になり、研究期間を延長して調査実施の可能性を探ったものの、結局、制限が解除されなかったため、これを実施することができなかった）。

### 4. 研究成果

#### (1) アメリカにおける逆移送制度の意義と機能

わが国の少年法においては、一定の重大犯罪を行った少年については、家庭裁判所は検察官に原則逆送することとされている（少年法20条2項）。アメリカ法においても、わが国における原則逆送制度と一定の類似性を有する自動的移送制度がある。アメリカにおいては、少年裁判所の管轄を刑事裁判所に移すことを移送（transfer）ないし放棄（waiver）というが、州によっては、一定の重大犯罪について裁量の余地なく刑事裁判所への移送を行う。これが、自動的移送である。

自動的移送によって刑事裁判所が管轄を有しても、刑事裁判所がもう一度少年裁判所に事件を移送することが可能である。これを戻し移送（transfer back）ないし逆移送（reverse waiver）といい、わが国においては55条移送に相当する。アメリカにおける自動的移送制度は、わが国の原則逆送制度とは異なり、少年裁判所による実質的な判断を経ずに一定の罪名に該当すれば自動的に事件を移送するものであるから、運用が効率的である反面、個々の事件における事情を考慮することができない。逆移送制度は、こうした柔軟性を欠く管轄の振り分けに柔軟性を付与し、より適切な少年の処遇を可能にするという機能を有している。

本研究においては、メリーランド州における逆移送制度を検討した。その理由は次の通りである。同州における報道によれば、2017年後半から、逆移送率の増加が同州の少年司法関係者（矯正職員、公設弁護士、州警察など）の間で注目されていた。同州の少年司法局（DJS：Department of Juvenile Service）の資料によると、相当程度の事件が逆移送制度により刑事裁判所から少年裁判所に戻されている。たとえば、自動的移送対象事件である武装強盗、けん銃使用犯罪といった比較的重大事犯であっても、10～20%程度が少年裁判所に逆移送されている状況にある。こうしたことから、同州においては、自動的移送制度の持つ形式性・硬直性が、逆移送制度によって緩和されており、事案の性質等に応じて少年事件手続が活用されている実情があった。逆移送制度がこのように機能している理由を明らかにすることによって、若年成人の犯罪についての刑事手続のあり方について手がかりが得られると考えられたことから、本研究は、メリーランド州の逆移送をめぐる裁判例を検討することとした。

裁判官が逆移送の可否を判断する際に考慮する要素について実証的に分析した論文によれば、裁判官の決定には心理学的・精神医学的知見が強く影響していること、具体的には、裁判官と鑑定者は少年の処遇可能性のみならず、犯罪によって生じる公衆の安全に対するリスクをも重視していること、鑑定者は少年の感情的成熟度を裁判官に比べて重視する傾向にあること、裁判官は鑑定者の意見を尊重していると考えられることなどが明らかになった。

こうした分析は、逆移送をめぐるメリーランド州の裁判例を検討することによっても裏付けられた。同州の逆移送の要件は、少年の年齢、少年の心身の状況、少年の施設における処遇適合性、犯罪の性質、公共の安全の5つである。裁判例においては、これらの要件を解釈する際に、裁判所に裁量の濫用が認められないかが検討されている。裁判例を分析した結果、逆移送に係る5つの要件は、逆移送の実質判断の前提であり直接的には逆移送の可否判

断に影響しないもの（年齢、心身の状況、公共安全）と、逆移送の可否判断の実質をなすもの（処遇適合性、犯罪の性質）とに分類できることが明らかになった。年齢要件は文字通り少年の暦年齢を考慮するものであり、少年の発達を計測するものではなく、成人年齢（18歳）への近さを客観的に計るものである。心身の状況は少年の成長状況（身長、体重等）および知的・精神的成熟度が測定されその結果が記述されているものの、逆移送の判断との関係は特に述べられておらず、処遇適合性を判断する基礎事情として利用されていることが読み取れるにとどまった。また、公共安全要件は、犯罪の性質要件と一体で判断されていることから、独立の要件として機能しているとは言い難い。これらに対して、処遇適合性は逆移送を肯定するために、犯罪の性質要件は逆移送を否定するための主たる理由として、それぞれ挙げられていることが明らかになった。すなわち、前者においては、少年の非行歴・処遇歴などから、少年司法において当該少年が適合できるか（amenable）が判断され、後者においては罪名のみならず具体的な行為態様、結果、社会的影響などが判断されているのである。

## （２）若年成人層の重大事件における原則逆送の拡大の意義

1. で述べたように、本研究の開始当初においては、法制審議会の少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会が開始されたばかりであったが、令和2年10月29日に諮問第103号に対する答申が出されるに至った。そこで、この答申のうち、逆送規定の改正を素材として、若年成人の犯罪に対して少年法制がどのように適用されるのかを検討し、論考を執筆した。

答申の特徴は、少年・成人二分論ではなく、両者の間に中間的な年齢層（18歳及び19歳の者）を設けた点にある（なお、上記論考の脱稿後、立法作業が進み、18歳及び19歳の者は、立法過程において「特定少年」と呼ばれ、少年法の適用を受けることとなった）。答申に至る法制審議会の議論の過程を検討すると、18歳及び19歳の者は、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取り扱いを受けるという意味での中間層として捉えられており、中間層に対する特例の目的が成長発達途上にあるという中間層の属性を踏まえつつ、改善更生・再犯防止という成人犯罪者の処遇目的をも考慮したものとなっていることが明らかになった。

これを踏まえつつ、答申における原則逆送対象事件の拡大（死刑または無期若しくは短期1年以上の新自由刑に当たる罪）の意義について検討すると、原則逆送の対象事件の拡大それ自体は上記の中間層に対する特定の目的に照らして正当化できるものの、対象事件の拡大の範囲がその観点から十分に説明できていないとはいえず、より限定が必要であることが明らかになった。この観点からは、18歳及び19歳の者に対しては、その法的・社会的地位から原則逆送としなければ犯罪被害者等を含む国民の理解・納得が得られないと考えられる罪に限って対象を拡大すべきであって、法定刑のみでそうした事件を適切に選別できるとは言い難いことを確認した。

## （３）刑事司法手続における若年成人層の設定可能性

上記の法制審議会の答申を受けた令和3年改正少年法においては、18歳及び19歳の者は「特定少年」として引き続き少年法の適用対象とされた。改正少年法は、特定少年という中間層を結局少年法の適用対象としたことから、形式的には従来の少年・成人二分論が維持されているようにも見える。しかし、特定少年については虞犯を対象としないこと、また、特定少年に対する保護処分は行為責任の範囲内で課されることとなったことから、特定少年とそれ以外の少年とは質的に異なる存在として取り扱われているといえる。このことは、少年法の内部に、「18歳未満」と「18歳及び19歳（中間層）」という質的に異なる2つの年齢層が創設されたことを意味している。ここから、従来のような少年・成人二分論は放棄され、中間層の上限年齢が引き上げられた場合は、若年成人の犯罪に対する少年法の適用可能性が開かれたことが示唆された。

アメリカにおいては、少年事件における逆移送制度を、20代半ばまでの若年成人に拡張することを主張する見解がある。この見解は、少年の発達が20代半ばまで続くこと、若年成人は衝動的な行動を取るなど少年と類似の特性を有していること、少年を成人として起訴した場合の再犯率は少年裁判所において審理した場合よりも高いこと等を根拠としている。この見解の主張する根拠は、逆移送の要件のうち処遇適合性の判断において考慮に入れることができるから、若年成人に対する刑事手続においても、逆移送制度の適用可能性が示唆された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 津田雅也	4. 巻 67
2. 論文標題 逆送規定の改正	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 48-54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 津田雅也	4. 巻 24巻1号
2. 論文標題 メリーランド州における少年事件の自動的移送制度について（2・完）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政研究（静岡大学）	6. 最初と最後の頁 117-129
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 津田雅也	4. 巻 22/2
2. 論文標題 メリーランド州における少年事件の自動的移送制度について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法政研究（静岡大学）	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 津田雅也
2. 発表標題 要保護性判断の基礎事情として家庭裁判所送致されていない非行事由を考慮することは許されるか
3. 学会等名 東北大学刑事法判例研究会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------